

## 【プログラム】

- 14：00 開会  
14：10 第1部：寸劇～割り勘？割り切れない気持ち…  
15：00 第2部：司法書士会のADRを語る  
17：00 閉会

## 【登壇者】

- 第1部 劇団 a. d. r（八反田恍星／瀬良浩介／佐々木マサノブ）  
第2部 菅原 郁夫／名古屋大学大学院法学研究科教授  
杉浦 君代／特定非営利活動法人日本メディエーションセンター会員  
日笠山繁樹／日本司法書士会連合会理事・ADR対策部部長  
安藤 信明／東京司法書士会常任理事・調停センターセンター長  
日本司法書士会連合会ADR対策部部委員  
芝 知美／全国青年司法書士協議会常任幹事・  
司法・司法書士制度等研究対策委員会ADR担当  
稲村 厚（司会）／日本司法書士会連合会理事

## 【内 容】

はじめに、主催者挨拶として、船橋常任理事より「ADRは利用者である国民のためである」ことが述べられ、シンポジウムの趣旨説明がなされた。

その後、第1部の寸劇「割り勘？割り切れない気持ち…」が上演された。

寸劇は、会社の同僚の間で発生した、飲み会の割り勘についての「もめごと」を解決するために、調停人である上司が二通りの「やりかた」で解決を図る内容であり、一つめは「上司の顔を立てて、当事者相互に我慢と相互譲歩を要求する」やりかたであり、二つめは「当事者相互の対話によって、自らが解決方法を見つけることを手助けする」やりかたであった。

上演後、壇上に稲村理事と菅原教授が上がり、演じた当事者に質問がなされた。

紛争当事者役の一人からは、「一つめの解決方法は上司に押しつけられた、二つめは「ほぐされて」解決できた」との感想が述べられた。

調停人役（上司）からは、「一つめは上司としては満足できた。二つめはもめごとを解決するアイデアが生まれてきた。一つめは上司のエゴが全面に出る。二つめは当事者に主導権がある」との感想が述べられた。

その後、菅原教授より「納得のいく意見です。けんかの時は本音とは違う言葉をしゃべる。相手を打ち負かすための言葉。当事者が満足する話を聞く、アイデアが生まれてくるのが重要になる」との説明がなされた。

第2部「司法書士会のADRを語る」では、各登壇者より自己紹介及び寸劇を見た感想が述べられた。

日本メディエーションセンター（JMC）の杉浦さんからは、「一つめは調停人が満足、二つめは当事者が満足」との感想が述べられ、その後JMCの紹介がなされた。

日司連ADR対策部の日笠山部長からは、連合会の取り組み状況について説明がなされた。全国50の司法書士会で「司法書士会調停センター」開設にむけて活動中であることが述べられ、どのような紛争分野について関与すべきかにつき資料を示しながら、簡裁代理権を有効に利用しつつ、市民に身近な法律家の実現のために司法書士がADRに取り組む必要性について説明がなされた。また、「二つめの寸劇（のような紛争解決）ができる能力を身につける必要がある」との感想が述べられた。

東京司法書士会調停センターの安藤センター長からは、「一つめは妥協要請、二つめは自分たちで考える」「一つめは上司の立場から見た解決方法、二つめは当事者の立場にたった解決方法」との感想が述べられた後に、東京会での取り組みについて、「司法書士会における調停方法は原則的に二つめの寸劇に近い形を目指している。昨年の3月から調停センターを始動させている」との説明がなされた。また、「第三者が入るメリットはある。ここ1年で18件の申し込みがあり、3分の1が相手方が応諾して調停を行っている」との報告もなされた。

全国青年司法書士協議会の芝司法書士からは、全青司の紹介及び一司法書士としてADRについての感想が述べられ、特に簡裁代理権とADRの関係につき、自らの体験につき述べられた。自らの依頼者の「本当はこんなことしたくなかった。話し合いで解決したいと思ったのに、その方法がなかった」との言葉が特に印象深く心に残っていること、「裁判で解決できない紛争が世の中に沢山ある。法律家もそのような紛争の解決のお手伝いをすべきである」との意見が述べられた。

菅原教授よりADRについての簡単な説明がなされ、「その必要性について必ずしも裁判に適さない、また適するとしても時間と費用がかかる」「多様な形での紛争解決手段としてADR」「裁判によって当事者の満足、納得があったかどうか？必ずしも裁判による解決（勝訴）が当事者の満足に繋がらない事実をしっかりと受け止めるべき」「裁判になると、相手を打ち負かすための言葉になる」との発言がなされた。

杉浦さんより以下のとおり質問がなされた。

「法律家である司法書士が何故ADRに取り組もうとしているのか？」

安藤センター長からは、「何故法律家なのに法律的でない解決を目的とするのか？について、法律家であるからこそ、法律で解決できない紛争を知り、直面している。そのような問題を解決できるのは私たち法律家である司法書士だけである」との答えがなされた。また「社会、人間が変わる→司法書士としての幸せを感じる。人生観が変わる」との意見も述べられた。

日笠山部長からは、「簡裁代理権以前は本人訴訟支援をしてきた。紛争解決手段の一つとしてADRを身につける必然性がある。私たちの業務を通じて関わる問題である。司法制度改革の潮流からADR→司法書士もADRを魅力あるものにするために取り組むべきと考えていた」との意見が述べられた。

芝司法書士からは、「何故やらないのか？法律家→法律は紛争解決のため→紛争解決のための手段が増えた→法律を右手に、対話を左手に持って市民の紛争を解決するために尽力すべき」との意見が述べられた。

続いて、稲村理事からは、「質を高め、メニューを増やす必要がある」との意見が述べられた。

安藤センター長からは、「司法書士だからできるとは思わない。素養はある。トレーニングは必要。ただしトレーニングにあたってのアドバンテージはある」との意見が述べられた。

日笠山部長からは、「司法書士会でモデルを作ってトレーニング中。その中心は対話促進型。裁判所における調停員もいる。モデルトレーニングは8時間」と、連合会のトレーニングについて説明がなされた。

芝司法書士からは、全青司でのトレーニングについて紹介がなされた。「合計7日間通年でトレーニング。昨年度は40名が卒業」との説明がなされた。

杉浦さんより「司法書士以外にも調停人になれるのか？」「振り返り、検証は？」「調停センターの運営費について」等々の質問がなされ、それぞれ応答がなされた。

費用について、日笠山部長からは、「費用の面については、各司法書士会に任せている。弁護士会の仲裁センターや土地家屋調査士会の調停センターを参考。申立費用・期日費用・合意成立手数料の3種類を考えている。資力が無い当事者への手当も設けるべき」との意見が述べられた。

菅原教授からは、「司法制度改革でADRが注目される。現状ではあまり利用されてなかった。利用を促進するための法律が『ADR法』。使い難いところを改善しつつ、認証制度を設けて適正化を図った。時効中断効・報酬を受領可。利用者から見て認証制度のメリットもある。広い意味では『認証』がなくても大丈夫との意見もあった」との解説がなされた。

杉浦さんより「各紛争解決サービス機関との違い、セールスポイントは？対象は？」との質問がなされ、日笠山部長からは、「暮らしに身近な紛争解決を心がけたい。関係再生型解決が可能な機関。裁判所の調停との比較では、手続実施日時・場所等の利便性が高い機関を目指したい」との答えがなされた。

菅原教授からは、「取り扱い分野を限定することなく、幅広くやって欲しい。裁判所との違い。相互に連携して、利用者のために良い物を作って欲しい」との要望が述べられた。

その後、会場から意見を求めたところ、「地方において、あまり熱心にやってないところもある。もっと的確な情報提供をしていただきたい」との意見が述べられた。

日笠山部長より「認証取得後はある程度の情報は公開されるので、参考にして欲しい。各司法書士会の温度差があることは事実。是非利用をして、我々を熱くして欲しい」との答えがなされた。

また、「具体的解決事例をホームページ等で広報して欲しい」との要望が会場より述べられた。

日笠山部長より「守秘義務の問題もあり、外部公表については難しいと考えている。会内部では事例検討をしたいと思っている」との答えがなされた。

また、「認証取得は大変。メリットが少ない。どう考えるのか？」との会場意見に対しては、日笠山部長より「確かにメリットについて疑問を感じる部分もあるが、ADRを更に育てていくためにも認証制度を上手く利用したい」との答えがなされた。

「ADRとか調停センターといった言葉が一般市民には馴染みが薄い。わかりやすい言葉、広報活動はどうするのか？」との会場からの質問に対しては、芝司法書士より静岡県司法書士会での取り組みについて紹介がなされ、静岡県会では愛称を「フラット」（公平・ふらっと寄れる）とし、「なるべく市民に気軽に利用してもらえるような機関を目指し、高校生、中小企業に対する「対話スキル」講座の開講等を検討している」との説明がなされた。

「弁護士会の仲裁センターとの違いについて」との質問に対しては、日笠山部長からは、「既に弁護士会では始まっている。競争しようとは思わない。利用者の選択に委ねている。弁護士会では最近『仲裁』との言葉を使わない傾向にもある。これからは実績を重ねて、魅力を明確にしたい」との答えがなされた。

芝司法書士からは、「話し合いを中心に据える。当事者は同席して、それぞれの感情を通わせ、対話をすることにより当事者が自覚して、当事者が主役となった解決を目指している」との答えがなされた。

最後に、日笠山部長からは、「市民の皆様が満足する紛争解決手段を提供したい。紛争解決により当事者が変わることも目指している。納得・満足いく、ピアメディエーションといった取り組みも始めたい」との意見が述べられ、安藤センター長からは、「費用について示して会場に問いかける」「相手方に来てもらえそうなセンターにしたい」との決意表明がなされた。

芝司法書士からは、「紛争解決手段は沢山あった方がいい。市民が自ら納得する解決手段を選択できるように今後尽力したい」との意見が述べられ、杉浦さんからは、「調停センターは『ヤマト運輸』になって欲しい。生活者・企業等利用者目線に立った利用しやすい制度を目指して欲しい。市民の生活を豊かにして欲しい」との要望が述べられた。

菅原教授からは、「従来は紛争をネガティブにとらえていた。取り組みによっては今後変わる。制度設計時は既存の枠組みに囚われることもある。そうではない民間ADRの工夫が求められる。はじまったばかりであり、今後は原点（市民の満足）を振り返って欲しい」との要望が述べられた。

司会者である稲村理事より「当事者の納得・満足といった視点から、私たち司法書士業務の全般についても参考になるのでは？ADR議論をつうじて相談業務等々司法書士自体の変革に繋がることを願っている」との意見が述べられ、以上をもって、本シンポジウムが終了したことが宣言された。